

年金引き下げは違憲 裁判に4425人!

年金削減を許さない!!

厚生労働省の調査によると、生活が「苦しい」と答えた世帯が全体の6割を超えるなど国民の生活は厳しくなっています。

働く人の賃金は上がらず、非正規労働者は4割を超え年収200万円以下の低賃金で結婚もできない若者が増えています。

国民年金のみの1カ月受給額は約5万円、とても生活できる年金ではなく高齢者と若者の貧困化が深刻さを増しています。

若い人も高齢者も安心できる年金を
年金引き下げは違憲!
全日本年金者組合鹿児島県本部

生存権の保障求めた裁判

2012年11月、野田内閣は国会解散のどさくさに2.5%の年金削減の法律を強行しました。年金者組合はこれを不服として12万6千人の不服審査請求と2万人を超える再審査請求を取り組みましたがすべて却下されました。

毎年のように年金支給額が減少する中で、これ以上、年金を削減されたら生活できないと全国で組合員等が裁判に立ち上がりました。現在42都道府県で4425人が提訴するという大型の原告団となり「憲法25条」をいかす運動として展開しています。

訴訟の現状

- 原告は全国42都道府県で4425人
- すでに29の裁判所で50人を超す原告が意見陳述
- 札幌、仙台、広島、福岡地裁等では4～5回の口頭弁論、国側との論争開始
- 「マクロ経済スライド」問題でも独自に提訴、本裁判と合流めざす
- 国側の移送申立（行政訴訟だから、東京地裁が高裁管轄下の地裁で行え）に対し、最高裁で争っている県本部も

憲法25条

1 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない

国の主張は「年金で生活を送れなくても違法でない」

裁判で国は「公的年金で健康で文化的な生活ができなくとも憲法違反ではない。基礎年金(国民年金)に含まれるのは衣食住と光熱費のみで、交通通信費・医療費・娯楽費などは含まれない」と主張しています。年金受給者の約6割は年金収入だけで生活をしており、年金は命綱です。公的年金は老後の人間らしい生活を支えるものでなければなりません。

「年金裁判」は、年金削減を許さず「若者も高齢者も安心できる年金制度、最低保障年金制度」を目指しています。

年金裁判にご支援ご協力を

あなたも年金者組合へ



全日本年金者組合

〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-60-20 天翔大塚駅前ビル
TEL03-5978-2751 FAX03-5978-2777
E-mail: honbu@nenkinsha-u.org

年金者組合 検索

年金は「老後を生きる命綱」と思っていたが？

— 裁判で明らかになった生活実態 —

私たちの年金裁判の目的は、年金の削減を許さないということだけではありません。日本の年金制度はどうあるべきか、ということをお聞きすることにあります。マクロ経済スライドは本当に必要なのか、国民年金制度は今のままでよいのか、最低保障年金制度は作らなくてよいのか等々国民的議論を呼び起こすことが大切だと考えています。裁判では下記のような原告の切実な声が出されています。



若者も高齢者も希望の持てる年金制度に

年金削減の被害者は若い世代！

国は、30年にもわたって年金を2割から3割削減する制度（マクロ経済スライド）を発動しました。その理由として「現役世代の負担を減らし、世代間の公平と持続可能な年金制度にするため」としています。

年金削減で一番被害をこうむるのは減らされた年金を受けとる若い世代の方々ではないでしょうか。

積立金を取り崩せばマクロ経済スライドはやめてもOK

今、国民の財産である年金積立金が株に投資され、10兆余円の損失が出ています。年金積立金をほんの一部取り崩して、年金保険料を下げれば、保険料を納めている現役の労働者も、保険料の半分を負担している中小零細業者も助かります。

年金積立金を、バクチ、のためでなく、国民のために使うことこそもっとも必要なことです。



最低保障年金制度の実現を

憲法25条をいかに生活を豊かに